

3-1. ハイブリッド自動車等の静音性対策(UN-R138 関係)

- 適用範囲

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車（※1）

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

- 改正概要

- 「静音性車両に係る協定規則（第138号）」が国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて採択されたことを受け、歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置について、同規則に規定される音量及び周波数に係る性能要件（※2）に適合するものを備え付けなければならないこととします。

※2 車速の範囲：0km/h 超～20km/h 以下

- 上記に加え、運転者が車両接近通報装置の作動を停止させることができる機能の搭載を禁止します。

- 改正時期(予定)

平成 28 年 10 月

- 適用時期(予定)

新 型 車：平成 30 年 3 月

継続生産車：平成 32 年 10 月